

台風のときの対応について

1 始業時前に、暴風警報が発令されている場合

- (1) 生徒は登校してはいけない。
- (2) 午前11時（午前中授業の日は午前10時、定期テストの日は午前9時）までに解除された場合は、解除されてから約2時間後に、当日の授業を行うので、すみやかに登校すること。
- (3) 午前11時（午前中授業の日は午前10時、定期テストの日は午前9時）に、なお警報が解除されない場合には、当日の授業は中止する。

2 始業後に、暴風警報が発令された場合

原則として直ちに授業を中止するので、生徒はすみやかに帰宅すること。

ただし、帰宅が危険だと判断した場合は、状況に応じて学校に待機させることもあります。

また、大雨洪水警報が発令された場合は、下校や学校待機をさせるときもあります。

3 休日及び休業中の課外・補習・部活動等も上に準ずる。

4 特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、「暴風警報」が発表された場合のとおり対応するものとする。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報